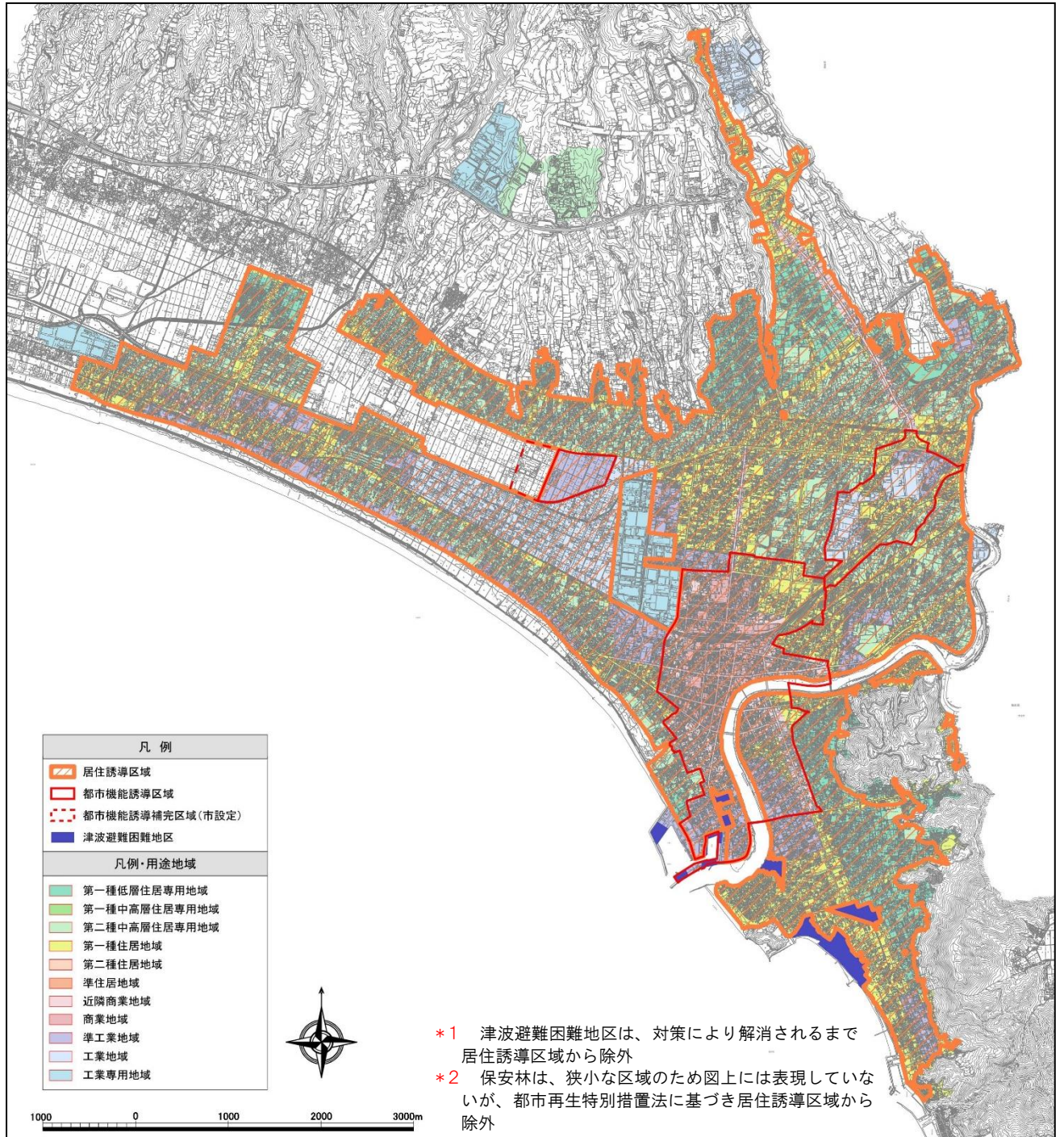


居住誘導区域の界線は、用途地域界を基本とし、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、保安林、臨港地区を除外して設定します。また、津波避難困難地区については、対策により解消されるまで居住誘導区域から除外します。

■ 居住誘導区域図



* 居住誘導区域の縁辺部等においては、窓口で示す拡大図にて、居住誘導区域に含まれるか確認してください。